

指名競争入札心得（電子入札 建設関連業務）

1 入札書記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 入札等

- (1) 入札は、公告で指定した期間中に電子入札システムにより入札書を提出することにより行う。
- (2) 入札書の提出は、電子入札システムに入力することにより行うものとする。
- (3) 前各号の規定により提出された入札書は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時点で、市に到達したものとみなす。
- (4) 電子入札システムの初回入札期間は、「公告または通知で指定する日の午前8時30分から午後4時00分まで」を原則とする。なお、再度入札（2回まで）を行う場合は、初回開札日と同日の実施予定であり、再度入札1回目の開札は午後2時以降、再度入札2回目はその後に行う予定であること。（再度入札案件数により入札期間及び開札時刻は前後する場合がある。）
- (5) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あった場合、電子くじで落札者の決定を行う。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該事項に係る再度入札に参加することができない。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 開札日まで有効なICカードを有しない者のした入札
- (3) 契約担当者の承諾を得ないで紙入札をした入札
- (4) 契約担当者の紙入札承諾後に電子入札でした入札
- (5) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 現場説明に参加しない者のした入札
- (10) 同一期間に入札する同工種同等級の案件において落札者となった後、その後の入札案件全てに対して開札前に落札辞退の申出があった者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

4 入札の失格

入札価格が最低制限価格に満たない入札をした者は失格とし、当該事項に係る再度入札に参加することができない。

5 入札の辞退

- (1) 入札を辞退するときは、当該事項の入札期間内に、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。
- (2) 入札書の提出後は、3(10)に該当する者以外「辞退の届け出」を認めない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 紙入札

- (1) 電子入札においては、原則として紙入札は認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、一関市電子入札実施要領に定めるところにより、承諾を受けた場合はこの限りでない。
 - ア ICカードの失効、破損等により当該ICカードを使用することが不能となった場合であって、ICカード再取得のための申請又は準備を行っている場合
 - イ 天災、停電、プロバイダ若しくは通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等が発生し、電子入札システムを利用することができない場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、紙入札を行うことがやむを得ないと契約担当者が認める場合
- (2) 紙入札の承諾を得た入札参加者は、契約担当者が定める日までに入札書（様式1）、代理人の場合は委任状（様式2）を契約担当者に提出するものとする。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと

認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

- (3) 第1回の入札において、入札者が2者に満たない場合は入札を取り止める。
- (4) 入札執行回数は3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは入札を取り止める。